⑤　共同利用の場合（第４項第３号）

第三者への提供の同意を得る際には、原則として書面によることとし、当該書面における記載を通じて、個人データを提供する第三者、提供を受けた第三者における利用目的及び第三者に提供される情報の内容を本人に認識させた上で同意を得ることとする。

⑵　「法令に基づく場合」の具体例（第１項第１号）

例えば、次のようなものが該当する。

①　所得税法第234条第１項（税務当局が行う質問検査）

②　国税犯則取締法第１条（収税官吏又は徴税吏員の行う犯則事件の任意調査）

③　刑事訴訟法第197条（捜査関係照会）

④　犯罪収益移転防止法第９条第１項（疑わしい取引の届出）

⑤　民事訴訟法第223条（文書提出命令）

⑥　刑事訴訟法第218条第１項（令状による差押え・捜索・検証）

⑦　所得税法第225条（支払調書及び支払通知書）

⑧　地方税法第72条の63（事業税に係る自治省の職員の質問検査権）

⑨　法人税法第154条（当該職員の質問検査権）

⑩　国税徴収法第141条（質問及び検査）

⑪　貸金業法第24条の６の10（報告徴収及び立入検査）

⑫　株券等の保管及び振替に関する法律第31条（実質株主の通知）

⑬　預金保険法附則第７条（債務者の財産調査）

⑭　民事執行法第147条（第三債務者の陳述）

⑮　貸金業法等に基づく自主規制機関に対する情報提供

・　協会員が本協会の定款その他の規則の規定に基づく本協会への報告・届出、本協会の監査又は本協会の苦情相談・本協会の自主規制業務遂行のために本協会に個人情報の提供を行う場合

⑯　金融商品取引法第210条、第211条等に基づく証券取引等監視委員会の職員による犯則事件の調査に応じる場合

⑰　弁護士法第23条の２第２項に基づく弁護士会の照会に応じる場合

なお、当該法令に、第三者が個人情報の提供を求めることができる旨の規定はあるが、正当な事由に基づきそれに応じないことができる場合には、当該法令の趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

⑶　「人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」の具体例（第１項第２号）

例えば、次のようなものが該当する。

①　暴力団等の反社会的勢力情報、業務妨害行為を行う悪質者情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報を企業間で共有する場合

②　顧客等の急病に対処するため医療機関へ情報提供する場合

③　強硬に意図的な業務妨害をする者について警察へ情報提供する場合

④　地震、災害等により本人が行方不明である状況が継続している場合における当該本人の家族へ財産開示する場合

⑷　「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」の具体例（第１項第４号）

例えば、次のようなものが該当する。

・　税務当局の任意調査に応じる場合

・　警察の任意調査に応じる場合

・　一般統計調査に回答する場合

㈱　「協力する必要がある」か否かについては、協会員が個別に判断することとなるが、例えば税務当局から「有価証券取引等の照会書」その他の書面を受け入れ、対象となる個人情報を特定のうえ提供することが望ましい。

また、各当局からの任意による照会等の求めの趣旨に照らして目的外利用の必要性と合理性が認められる範囲内で対応するよう留意する。

⑸　「通知」の方法の具体例（第２項）

例えば、次のような方法がある。

①　書面による通知（原則）

②　電子メールによる通知

③　電話（自動音声を含む。）による通知

⑹　「本人が容易に知り得る状態」について（第２項）

「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易に知り得ることができる状態をいう。このため、協会員は、次のような方法により継続的な公表を行う必要がある。

①　店舗の窓口等での常時掲示・備付け

②　パンフレット・リーフレットの継続的な配布

③　ホームページへの常時掲載

㈱　複数の手段を用意することが望ましい。

⑺　「第三者への提供の手段又は方法」の具体例（第２項第３号）

例えば、次のようなものが該当する。

①　刊行物の発行

②　オンライン等による情報提供

⑻　「利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合」の具体例（第４項第１号）

例えば、次のような場合が該当する。

①　顧客データを提供し、入力作業を委託するケース

②　顧客データを提供し、書類の発送を委託するケース

③　事務処理のアウトソース

④　顧客データ保管・廃棄のアウトソース

㈱　協会員は、第13条により、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければならないことに留意する。

⑼　協会員が個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受ける場合の具体例

例えば、次のような場合が該当する。

①　協会員が、Ｍ＆ＡやＴＯＢに関与する場合において、売り手側企業から、協会員との間の業務委託契約に基づき当該売り手側企業の従業員・株主に係る個人データの提供を受ける場合

⑽　「合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合」の具体例（第４項第２号）

合併のほか事業譲渡、営業の現物出資、会社分割等、通常、事業に関する顧客情報等の個人データも一体的に承継される事業の承継が該当する。

⑾　「共同利用」の具体例（第４項第３号）

グループ会社等による共同利用（例えば、総合的サービスの提供、リスク管理）

⑿　「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第４項第３号）

上記⑸及び⑹と同様の方法

⒀　共同利用者の範囲について（第５項）

①　共同利用者を個別列挙することが望ましいが、個別に列挙しない場合は、本人から見て、共同して利用する者の範囲の外延を明確にするため、例えば、「当社及び有価証券報告書等に記載されている連結対象会社及び持分法適用会社」というように記載する。

②　上記①の場合においては、ホームページに共同利用者名を記載する等により、共同利用者の範囲を分かりやすく示すことが考えられる。

⒁　「通知」及び「本人が容易に知り得る状態」の方法の具体例（第６項）

上記⑸及び⑹と同様の方法

（参照条文：保護法23条、金融分野ガイドライン13条、５条）

（保有個人データに関する事項の公表等）

第15条　協会員は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。なお、利用目的に第三者提供が含まれる場合には、第２号の内容として、その旨を記載しなければならない。

⑴　協会員の名称

⑵　すべての保有個人データの利用目的（ただし、第９条第４項第１号から第３号に該当する場合を除く。）

⑶　次項、次条第１項、第17条第１項又は第18条第１項若しくは第２項の規定による求めに応じる手続（第21条の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

⑷　保有個人データの取扱いに関する自社における苦情の申出先

⑸　認定個人情報保護団体の名称及びその苦情の解決の申出先

２　協会員は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

⑴　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

⑵　第９条第４項第１号から第３号に該当する場合

３　協会員は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。